* 共同企業体の結成は、受託の応募を契機とした、構成員となる法人の自由な意志に基づく自主結成とします。

共同企業体の運営に当たっては、基本的かつ重要な事項を定める運営委員会を設置し、共同企業体の運営及び受託業務の遂行に関する基本的事項を定め、構成員間で、以下に示す「共同企業体協定書（案）」に準じた協定を締結し、申請時にその写しを県に提出して下さい。

共同企業体協定書（案）

（目的）

第１条　本共同企業体は、静岡県東部部発達障害者支援センター（以下「東部センター」という。）の運営業務委託受託者として、関係法令に基づき県と締結する運営業務委託契約書（以下、「契約書」という。）を遵守し、構成員が共同連帯して東部センターの運営等に係る業務を目的として、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立する共同企業体は、○○（以下、「本共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本共同企業体は、事務所を○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本共同企業体は、○年○月○日に成立し、契約の履行を完了するまでは解散することはできない。

２　第１項の規定にかかわらず、本共同企業体は、東部センターの運営業務委託受託者として指定されなかった時は、東部センターの運営業務委託に係る受託者選定の結果について通知を受けた日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　本共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

(1) 住　所　○○

名　称　○○

代表者　○○

(2) 住　所　○○

　 名　称　○○

代表者　○○

　　　　・

　　　　・

　　　　・

（代表法人及び代表者）

第６条　本共同企業体は、○○を代表法人とする。

２　本共同企業体は、○○（代表法人の代表者）を代表者とする。

（代表者の職務）

第７条　本共同企業体の代表者は、契約書に基づく東部センターの運営等に係る業務の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。

(1) 第９条の運営委員会の決定に従い、県との契約に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと

(2) 本共同企業体の名義をもって負担金の請求、受領を行うこと

(3) 本共同企業体に属する財産を管理すること

(4) 本共同企業体の名義をもって利用料金を収受すること

（構成員の責任）

第８条　各構成員は、契約の履行及び運営業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき本共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（運営委員会）

第９条　本共同企業体は、全構成員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置するものとする。

２　運営委員会は、運営業務の遂行に関する次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

(1) 本共同企業体の組織及び運営に関する事項

(2) 運営業務の実施体制に関する事項

(3) 各構成員の業務の分担及び経費の配分に関する事項

(4) 損益の分担に係る比率の決定に関する事項

(5) 運営業務に関する業務計画及び事業報告に関する事項

(6) 本共同企業体に属する財産及び資金の管理に関する事項

(7) その他運営業務の遂行に必要な事項

（取引金融機関）

第10条　本共同企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（業務の分担等）

第11条　各構成員の業務の分担及び負担金分担額は、次のとおりとする。ただし、契約の変更により業務委託の一部に変更があったときは、当該変更の内容に応じ業務の分担及び負担金分担額を変更するものとする。

○○業務　（構成員名）　　　　　円

○○業務　（構成員名）　　　　　円

○○業務　（構成員名）　　　　　円

（共通業務　　　　　　　　　　　円）

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員は、その分担業務を遂行するため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。この場合において、共通業務に係る経費については、各構成員の負担金分担額の割合に応じて分配するものとする。

（決算）

第13条　本共同企業体は、業務終了後、業務について決算を行う。

（損益の分担）

第14条　前条第１項の規定による決算の結果、構成員に分配すべき余剰金又は構成員が分担して負担すべき不足金が生じた場合は、運営委員会が定める比率によって各構成員がその分配を受け、又は負担するものとする。ただし、本共同企業体が県から受領する委託金の額に変更があったときも、この比率は変更しないものとする。

　　　（構成員名）　　　　　％

　　　（構成員名）　　　　　％

　　　　　・

　　　　　・

　　　　　・

（権利義務譲渡の制限）

第15条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第16条　構成員は、県及び構成員全員の承認がなければ、運営業務を完了するまでは脱退することができない。

２　構成員のうち運営業務を完了する前に前項の規定により脱退したものがある場合は、残存構成員が共同連帯して運営業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の業務の分担、負担金の分担額及び損益分担の割合は、運営委員会が定めるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第17条　本共同企業体が解散した後においても、運営業務の履行について瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

２　本共同企業体構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合は、脱退した構成員以外の構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完遂するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第18条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（管轄裁判所）

第19条　本協定に関する紛争については、静岡地方裁判所を第１審の管轄裁判所とする。

代表法人○○外○社は、上記のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その証として本正本○通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各１通を保有し、副本については運営業務委託参加申請書に添えて県に提出する。

　　年　　月　　日

代表者（所在地）

　　　（名　称）

　　　（代表者）　　　　　　　　印

代表者（所在地）

　　　（名　称）

　　　（代表者）　　　　　　　　印

代表者（所在地）

　　　（名　称）

　　　（代表者）　　　　　　　　印